

○ 経済産業省令第二十二号

意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第三条の二及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第一項第二号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、意匠登録令施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年三月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

意匠登録令施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省

令

（意匠登録令施行規則の一部改正）

第一条 意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(意匠登録原簿の記録)

第三条 「略」

2・3 「略」

4 関連意匠登録番号記録部には、基礎意匠の意匠権の意匠登録原簿にあつては全ての関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）の意匠権の登録番号を、関連意匠の意匠権の意匠登録原簿にあつては他のすべての関連意匠の意匠登録原簿にあつては他の全ての関連意匠の意匠権の登録番号を記録しなければならない。

(意匠登録原簿の記録)

第三条 「略」

2・3 「略」

4 関連意匠登録番号記録部には、本意匠の意匠権の意匠登録原簿にあつてはすべての関連意匠の意匠権の登録番号を、関連意匠の意匠権の意匠登録原簿にあつては他のすべての関連意匠の意匠登録番号を記録しなければならない。

5・8 「略」

## （意匠権の設定の登録の方法）

第四条 意匠権の設定の登録（意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）についてのもの を除く。）をするときは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠登録出願の年月日、意匠登録出願の番号、査定又は審決がされた旨及びその年月日並びに意匠法第六十条第一項の規定により提出した願書に記載された意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途（以下「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」という。）を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は

## （意匠権の設定の登録の方法）

第四条 意匠権の設定の登録（意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）についてのもの を除く。）をするときは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠登録出願の年月日、意匠登録出願の番号、査定又は審決がされた旨及びその年月日並びに意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第六条の規定による物品の区分（以下「物品の区分」という。）を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならぬ。

居所を記録しなければならない。

第四条の二 国際意匠登録出願についての意匠権の設定の登録をするときは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠法第六十条の六第一項に規定する国際登録の日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

(関連意匠の意匠権の設定の登録の方法)

第四条の二 国際意匠登録出願についての意匠権の設定の登録をするときは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠法第六十条の六第一項に規定する国際登録の日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに物品の区分を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

(関連意匠の意匠権の設定の登録の方法)

第五条 関連意匠の意匠権の設定の登録をするとときは、前二条の規定により記録すべき事項のほ

第十五条 関連意匠の意匠権の設定の登録をするとときは、前二条の規定により記録すべき事項のほ

か、表示部として基礎意匠の意匠登録出願の年月日及び登録番号並びにその意匠権が関連意匠の意匠権である旨を記録しなければならない。

2| 前項の場合において、基礎意匠の意匠権が消滅しているときは、表示部として基礎意匠の意匠権の抹消の原因及び年月日を記録しなければならない。

「新設」

3| 関連意匠の意匠権の設定の登録をしたときは、基礎意匠の意匠権の登録に関連意匠登録番号記録部としてその登録番号を記録しなければならない。

2| 関連意匠の意匠権の設定の登録をしたときは、本意匠の意匠権の登録に関連意匠登録番号記録部としてその登録番号を記録しなければならない。

4| 前項の場合において、関連意匠に係る基礎意匠の意匠権に他の関連意匠の意匠権があるときは

3| 前項の場合において、関連意匠に係る本意匠の意匠権に他の関連意匠の意匠権があるときは

か、表示部として本意匠の意匠権の登録の年月日及び登録番号並びにその意匠権が関連意匠の意匠権である旨を記録しなければならない。

か、表示部として基礎意匠の意匠登録出願の年月日及び登録番号並びにその意匠権が関連意匠の意匠権である旨を記録しなければならない。

は、他の全ての関連意匠の意匠権の登録に関連意匠登録番号記録部としてその登録番号を記録しなければならない。

## 5|| 前二項の場合においては、基礎意匠又は関連

意匠の意匠権の消滅により意匠登録原簿における登録を閉鎖意匠原簿に移した後においても、当該閉鎖意匠原簿の関連意匠登録番号記録部としてその登録番号を記録しなければならない。

(基礎意匠の意匠権が消滅した場合の登録の方

法)

## 第五条の二 基礎意匠の意匠権の消滅によりその

抹消の登録をしたときは、その全ての関連意匠

の意匠権の記録の表示部にその原因及び年月日

、他のすべての関連意匠の意匠権の登録に関連意匠登録番号記録部としてその登録番号を記録しなければならない。

## 〔新設〕

(本意匠の意匠権が消滅した場合の登録の方法

)

## 第五条の二 本意匠の意匠権の消滅によりその

抹消の登録をしたときは、そのすべての関連意匠

の意匠権の記録の表示部にその原因及び年月日

を登録しなければならない。

2|| 前項の場合においては、関連意匠の意匠権の

消滅により意匠登録原簿における登録を閉鎖意

匠原簿に移した後においても、当該閉鎖意匠原

簿の意匠権の記録の表示部にその原因及び年月

日を登録しなければならない。

(関連意匠の意匠権の一が消滅した場合の登録  
の方法)

第五条の三 関連意匠の意匠権の消滅によりその

抹消の登録をしたときは、基礎意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

2 前項の場合において、関連意匠に係る基礎意

〔新設〕

を登録しなければならない。

(関連意匠の意匠権の一が消滅した場合の登録  
の方法)

第五条の三 関連意匠の意匠権の消滅によりその

抹消の登録をしたときは、本意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

2 前項の場合において、関連意匠に係る本意匠

匠の意匠権に他の関連意匠の意匠権があるときは、他の全ての関連意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

3|| 前二項の場合においては、基礎意匠又は関連

意匠の意匠権の消滅により意匠登録原簿における登録を閉鎖意匠原簿に移した後においても、

当該閉鎖意匠原簿の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

(特許登録令施行規則の準用)

第六条 「略」

2 特許登録令施行規則第一条の三第四項及び第

の意匠権に他の関連意匠の意匠権があるときは、他のすべての関連意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

〔新設〕

第六条 「略」

(特許登録令施行規則の準用)

2 特許登録令施行規則第一条の三第四項及び第

五項、第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第八条並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、意匠に関する登録に関する帳簿に準用する。この場合において、同規則第五条第一項中「二十年」とあるのは「二十五年」と読み替えるものとする。

### 3・4 「略」

備考 表中の「」は注記である。

※意匠登録令施行規則様式（様式第一）

様式第一（第一条の二関係）を次のように改める。

五項、第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第八条並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、意匠に関する登録に関する帳簿に準用する。

### 3・4 「略」

様式第一の二（第一条の二関係）を次のように改める。

※意匠登録令施行規則様式（様式第一の二）

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一

部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
（閲覧の請求をすることができる特許原簿等）	（閲覧の請求をすることができる特許原簿等）
第三十四条の六 法第十二条第一項第二号の経済	第三十四条の六 法第十二条第一項第二号の経済
産業省令で定める事項は、特許原簿、実用新案	産業省令で定める事項は、特許原簿、実用新案

原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録されている事項（意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した場合にあっては、同項に規定する期間（同条第三項の規定により当該期間を延長し、又は短縮したときは、その期間）内は、当該請求に係る意匠に関する事項のうち意匠法第六条第一項第三号に規定する意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を除く。）とする。

原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録されている事項（意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した場合にあっては、同項に規定する期間（同条第三項の規定により当該期間を延長し、又は短縮したときは、その期間）内は、当該請求に係る意匠に関する事項のうち意匠法第六条第一項第三号に規定する意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を除く。）とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

### （経過措置）

2 この省令による改正後の意匠登録令施行規則第六条第二項の規定は、この省令の施行の際現に存する閉鎖意匠原簿及びこの省令の施行の日以後に作成する閉鎖意匠原簿について適用する。